

平成25年11月26日

教育委員会定例会議案書

草津市教育委員会

付議事項

- 議第46号 草津市教育委員会の事務局の組織に関する規則の一部を改正する規則案
- 議第47号 草津市立草津宿街道交流館条例および草津市史跡草津宿本陣条例の一部を改正する条例案に対する意見を市長に申し出るにつき議決を求めることについて
- 議第48号 平成25年度草津市一般会計補正予算に対する意見を市長に申し出るにつき議決を求めることについて
- 議第49号 草津市立草津アマカホール指定管理者の指定議案に対する意見を市長に申し出るにつき議決を求めることについて

議第46号

草津市教育委員会の事務局の組織に関する規則の一部を改正する規則案

上記の議案を提出する。

平成25年11月26日

草津市教育委員会
教育長 三木 逸郎

草津市教育委員会の事務局の組織に関する規則の一部を改正する規則

草津市教育委員会の事務局の組織に関する規則(昭和41年草津市教育委員会規則第6号)の一部を次のように改正する。

第3条の表学校教育課の項第7号中「人権・同和教育の総合企画」を「人権教育」に改め、同項中第8号を削り、第9号を第8号とし、第10号から第33号までを1号ずつ繰り上げる。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

草津市教育委員会の事務局の組織に関する規則の一部を改正する規則 新旧対照表

新規則		旧規則	
第1条～第2条 (略) (事務分掌) 第3条 前条に規定する課等の分掌事務は、次のとおりとする。		第1条～第2条 (略) (事務分掌) 第3条 前条に規定する課等の分掌事務は、次のとおりとする。	
(略)	(略)	(略)	(略)
学校教育課	(1)～(6) (略) (7) 学校における <u>人権教育</u> に関すること。	学校教育課	(1)～(6) (略) (7) 学校における <u>人権・同和教育の総合企画</u> に関すること。 (8) <u>学校における人権・同和教育の指導助言</u> に関すること。 (9)～(33) (略)
(略)	(8)～(32) (略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
第4条 (略) 付 則 この規則は、公布の日から施行する。		第4条 (略)	

草津市教育委員会の事務局の組織に関する規則（抄）

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第18条第2項の規定に基き、草津市教育委員会（以下「委員会」という。）の権限に属する事務を処理するため委員会事務局（以下「事務局」という。）の内部組織について定めるものとする。

第2章 組織

（組織）

第2条 事務局に次の課等を置く。

教育総務課

教育施設整備室

生涯学習課

スポーツ保健課

文化財保護課

学校教育課

2 前項に規定する課において、事務の円滑な遂行のため、グループを定め、グループ長を置くことができる。

第3章 事務の分掌

（事務分掌）

第3条 前条に規定する課等の分掌事務は、次のとおりとする。

<p>学校教育課</p>	<ol style="list-style-type: none"> (1) 学校教育の指導助言および教育課程に関すること。 (2) 学習指導、生徒指導および進路指導に関すること。 (3) 特別支援教育に関すること。 (4) 教科書の採択およびその他の教材の取り扱いに関すること。 (5) 教育研究資料の調査、作成および出版に関すること。 (6) 教育研究所との連絡調整に関すること。 (7) 学校における人権・同和教育の総合企画に関すること。 (8) 学校における人権・同和教育の指導助言に関すること。 (9) 対象地域内の児童生徒の学力向上および教育文化の振興に関すること。 (10) 教育集会所に関すること。 (11) 人権・同和教育研究大会に関すること。 (12) 県費負担教職員の任免および進退の内申に関すること。 (13) 教職員のサービスの監督および研修に関すること。 (14) 幼稚園および学校の職員の配置異動に関すること。 (15) 学校の管理運営および組織編成に関すること。 (16) 県費負担教職員に係る職員団体に関すること。 (17) 学齢簿の編成保管に関すること。
--------------	--

- | | |
|--|--|
| | <p>(18) 児童、生徒の就学および転入に関する事。</p> <p>(19) 就学奨励費に関する事。</p> <p>(20) 通学区域の設定および変更に関する事。</p> <p>(21) 児童、生徒の就学に係る指定校の変更、区域外就学等に関する事。</p> <p>(22) 幼児の就園および転入に関する事。</p> <p>(23) 幼稚園教育の指導助言、教育課程および教材の取り扱いに関する事。</p> <p>(24) 幼稚園教員の配置計画および研修に関する事。</p> <p>(25) 幼稚園の将来ビジョンの策定および推進に関する事。</p> <p>(26) 私立幼稚園との連絡調整に関する事。</p> <p>(27) 就園奨励費に関する事。</p> <p>(28) 幼稚園保育料等の徴収に関する事。</p> <p>(29) 児童通学支援事業に関する事。</p> <p>(30) 学校の設置および廃止に関する事。</p> <p>(31) 所管にかかる財産の取得、管理および処分に関する事。</p> <p>(32) 所属する教育部副部長所管内所属の連絡調整に関する事。</p> <p>(33) 課の一般庶務に関する事。</p> |
|--|--|

議第47号

草津市立草津宿街道交流館条例および草津市史跡草津宿本陣条例の一部を改正する
条例案に対する意見を市長に申し出るにつき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

平成25年11月26日

草津市教育委員会
教育長 三木 逸郎

草津市立草津宿街道交流館条例および草津市史跡草津宿本陣条例の一部を改正する条例案に対する意見を市長に申し出るにつき議決を求めることについて

草津市立草津宿街道交流館条例および草津市史跡草津宿本陣条例の一部を改正する条例案に対する意見を市長に申し出るにつき、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づき、本委員会の議決を求める。

記

意見 特になし

草津市立草津宿街道交流館条例および草津市史跡草津宿本陣条例の一部を改正する

条例

(草津市立草津宿街道交流館条例の一部改正)

第1条 草津市立草津宿街道交流館条例（平成10年草津市条例第31号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第4条関係）

区分	観覧料（1人1回につき）			
	個人利用	個人共通券利用	団体利用（20人以上）	団体共通券利用（20人以上）
小学生、中学生	100円	80円	80円	70円
高校生、大学生およびこれらに準ずる者	150円	120円	120円	110円
大人	200円	160円	160円	150円

備考

- 1 市内に住所を有する障害者（障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する者をいう。）およびその者を介護する者（当該その者1人につき1人に限る。）は、無料とする。
- 2 市内に住所を有する65歳以上の者は、この表に定める小学生、中学生の区分の額と同額とする。
- 3 個人共通券および団体共通券とは、草津市史跡草津宿本陣と共通で使用できるものをいう。

(草津市史跡草津宿本陣条例の一部改正)

第2条 草津市史跡草津宿本陣条例（平成7年草津市条例第22号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第4条関係）

区分	入館料（1人1回につき）			
	個人利用	個人共通券利用	団体利用（20人以上）	団体共通券利用（20人以上）
小学生、中学生	120円	100円	100円	90円
高校生、大学生およびこれらに準ずる者	180円	140円	140円	130円
大人	240円	190円	190円	170円

備考

- 1 市内に住所を有する障害者（障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する者をいう。）およびその者を介護する者（当該その者1人につき1人に限る。）は、無料とする。
- 2 市内に住所を有する65歳以上の者は、この表に定める小学生、中学生の区分の額と同額とする。
- 3 個人共通券および団体共通券とは、草津市立草津宿街道交流館と共通で使用できるものをいう。

付 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

草津市立草津宿街道交流館条例および草津市史跡草津宿本陣条例の一部を改正する条例
草津市立草津宿街道交流館条例の一部改正（第1条関係） 新旧対照表

新 条 例 (案)					旧 条 例			
第1条～第6条 (略) 別表 (第4条関係)					第1条～第6条 (略) 別表 (第4条関係)			
区分	観覧料 (1人1回につき)				区分	観覧料 (1人1回につき)		
	個人利用	個人共通券利用	団体利用 (20人以上)	団体共通券 利用(20人以上)		個人利用	個人共通券利用	団体利用 (20人以上)
小学生、中学生	100円	80円	80円	70円	小学生、中学生	100円	80円	80円
高校生、大学生およびこれらに準ずる者	150円	120円	120円	110円	高校生、大学生およびこれらに準ずる者	150円	120円	120円
大人	200円	160円	160円	150円	大人	200円	160円	160円
備考					備考			
1 市内に住所を有する障害者(障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条に規定する者をいう。)およびその者を介護する者(当該その者1人につき1人に限る。)は、無料とする。					1 市内に住所を有する障害者(障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条に規定する者をいう。)およびその者を介護する者(当該その者1人につき1人に限る。)は、無料とする。			
2 市内に住所を有する65歳以上の者は、この表に定める小学生、中学生の区分の額と同額とする。					2 市内に住所を有する65歳以上の者は、この表に定める額の半額とする。			
3 個人共通券および団体共通券とは、草津市史跡草津宿本陣と共通で使用できるものをいう。					3 個人共通券とは、草津市史跡草津宿本陣と共通で使用できるものをいう。			

草津市立草津宿街道交流館条例および草津市史跡草津宿本陣条例の一部を改正する条例
草津市史跡草津宿本陣条例の一部改正（第2条関係） 新旧対照表

新 条 例 （ 案 ）

第1条～第9条（略）
別表（第4条関係）

区分	入館料（1人1回につき）			
	個人利用	個人共通券利用	団体利用（20人以上）	団体共通券利用（20人以上）
小学生、中学生	120円	100円	100円	90円
高校生、大学生およびこれらに準ずる者	180円	140円	140円	130円
大人	240円	190円	190円	170円

備考

- 1 市内に住所を有する障害者（障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する者をいう。）およびその者を介護する者（当該その者1人につき1人に限る。）は、無料とする。
- 2 市内に住所を有する65歳以上の者は、この表に定める小学生、中学生の区分の額と同額とする。
- 3 個人共通券および団体共通券とは、草津市立草津宿街道交流館と共通で使用できるものをいう。

旧 条 例

第1条～第9条（略）
別表（第4条関係）

区分	入館料（1人1回につき）		
	個人利用	個人共通券利用	団体利用（20人以上）
小学生、中学生	100円	80円	80円
高校生、大学生およびこれらに準ずる者	150円	120円	120円
大人	200円	160円	160円

備考

- 1 市内に住所を有する障害者（障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する者をいう。）およびその者を介護する者（当該その者1人につき1人に限る。）は、無料とする。
- 2 市内に住所を有する6.5歳以上の者は、この表に定める額の半額とする。
- 3 個人共通券とは、草津市立草津宿街道交流館と共通で使用できるものをいう。

草津市立草津宿街道交流館条例および草津市史跡草津宿本陣条例の一部を改正する条例
(付則関係) 新旧対照表

新 条 例 (案)	旧 条 例
<p><u>付 則</u> <u>この条例は、平成26年4月1日から施行する。</u></p>	

草津市立草津宿街道交流館条例（抄）

（観覧料等）

第4条 街道交流館において展示および体験コーナーを観覧しようとする者は、別表に掲げる観覧料を前納しなければならない。ただし、教育委員会が特別な理由があると認めるときは、この限りでない。

2 特別展示を開催した場合、特別展示を観覧しようとする者は、前項の観覧料とは別に、500円を超えない範囲内において教育委員会が定める額の特別観覧料を前納しなければならない。ただし、教育委員会が特別な理由があると認めるときは、この限りでない。

3 教育委員会は、特別な理由があると認めるときは、観覧料もしくは特別観覧料（以下「観覧料等」という。）を減額し、または免除することができる。

4 既納の観覧料等については、還付しない。ただし、教育委員会が特別な理由があると認めるときは、その全部または一部を還付することができる。

別表（第4条関係）

区分	観覧料（1人1回につき）		
	個人利用	個人共通券利用	団体利用（20人以上）
小学生、中学生	100円	80円	80円
高校生、大学生およびこれらに準ずる者	150円	120円	120円
大人	200円	160円	160円

備考

- 1 市内に住所を有する障害者（障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する者をいう。）およびその者を介護する者（当該その者1人につき1人に限る。）は、無料とする。
- 2 市内に住所を有する65歳以上の者は、この表に定める額の半額とする。
- 3 個人共通券とは、草津市史跡草津宿本陣と共通で使用できるものをいう。

草津市史跡草津宿本陣条例（抄）

（入館料）

第4条 本陣に入館しようとする者は、別表に掲げる入館料を前納しなければならない。
 ただし、教育委員会が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

別表（第4条関係）

区分	入館料（1人1回につき）		
	個人利用	個人共通券利用	団体利用（20人以上）
小学生、中学生	100円	80円	80円
高校生、大学生およびこれらに準ずる者	150円	120円	120円
大人	200円	160円	160円

備考

- 1 市内に住所を有する障害者（障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する者をいう。）およびその者を介護する者（当該その者1人につき1人に限る。）は、無料とする。
- 2 市内に住所を有する65歳以上の者は、この表に定める額の半額とする。
- 3 個人共通券とは、草津市立草津宿街道交流館と共通で使用できるものをいう。

議第48号

平成25年度草津市一般会計補正予算に対する意見を市長に申し出るにつき議決を
求めることについて

上記の議案を提出する。

平成25年11月26日

草津市教育委員会
教育長 三木 逸郎

平成25年度草津市一般会計補正予算に対する意見を市長に申し出るにつき
議決を求めることについて

平成25年度草津市一般会計補正予算に対する意見を市長に申し出るにつき、地方教育
行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第29条の規定に基づき、
本委員会の議決を求める。

記

意見 特になし

平成25年11月補正予算

債務負担行為補正

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
アミカホール管理運営費	平成26年度から 平成29年度まで	98,200

議第49号

草津市立草津アミカホール指定管理者の指定議案に対する意見を市長に申し出るに
つき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

平成25年11月26日

草津市教育委員会
教育長 三木 逸郎

草津市立草津アマカホール指定管理者の指定議案に対する意見を市長に申し出るにつき議決を求めることについて

草津市立草津アマカホール指定管理者の指定議案に対する意見を市長に申し出るにつき、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づき、本委員会の議決を求める。

記

意見 特になし

草津市立草津アマカホール指定管理者の指定議案

記

1 公の施設の名称

草津市立草津アマカホール

2 設置条例の名称

草津市立草津アマカホール条例

3 指定管理者

滋賀県草津市西大路町9番6号

公益財団法人草津市コミュニティ事業団

理事長 清水 和 廣

4 指定期間

平成26年4月1日から平成29年3月31日まで

議第49号

草津市立草津アマカホール指定管理者の指定議案に対する意見を市長に申し出るに
つき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

平成25年11月26日

草津市教育委員会
教育長 三木 逸郎

草津市立草津アマカホール指定管理者の指定議案に対する意見を市長に申し出るにつき議決を求めることについて

草津市立草津アマカホール指定管理者の指定議案に対する意見を市長に申し出るにつき、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づき、本委員会の議決を求める。

記

意見 特になし

草津市立草津アマカホール指定管理者の指定議案

記

1 公の施設の名称

草津市立草津アマカホール

2 設置条例の名称

草津市立草津アマカホール条例

3 指定管理者

滋賀県草津市西大路町9番6号

公益財団法人草津市コミュニティ事業団

理事長 清水和廣

4 指定期間

平成26年4月1日から平成29年3月31日まで

平成25年11月26日

教育委員会定例会報告書

草津市教育委員会

報告事項

- (1) 平成26年度草津市立幼稚園園児募集結果および平成26年度草津市立幼稚園
就労支援型預かり保育募集結果について
- (2) 寄付受入れ報告について

平成26年度 幼稚園在籍予定数

公立幼稚園		志津幼稚園		中央幼稚園		大路幼稚園		矢倉幼稚園		老上幼稚園		玉川幼稚園		山田幼稚園		笠縫幼稚園		笠縫東幼稚園		常盤幼稚園		計		合計	
		4歳	5歳	4歳	5歳	4歳	5歳	4歳	5歳																
在籍園児	定数	60	70	30	35	30	35	55	65	80	90	60	70	30	35	45	55	60	70	30	35	480	560	1040	
	在籍	57	55	25	22	15	16	47	36	100	74	48	25	13	32	38	57	42	33	15	14	400	364		
		112		47		31		83		174		73		45		95		75		29		764			
	学級数	2	2	1	1	1	1	2	2	3	3	2	1	1	1	2	2	2	1	1	1	1	17	15	32
	学級増減										+1	+1	-1				+1	+1					+2	+1	+3
預かり支援型	定数											20		20				20				60			
	仮申込											3	5	2	2			4	2			9	9		
												8		4				6				18			

4歳児・・・平成21年4月2日～平成22年4月1日に生まれた幼児

5歳児・・・平成20年4月2日～平成21年4月1日に生まれた幼児

※総定数の弾力的運用により、老上幼稚園4歳児は100人、笠縫幼稚園5歳児は57人を新たな定数として運用する

寄付受け入れ報告

寄付品目	数量	単価円	価格円	住所・氏名等	寄付年月日	受納場所
リサイクルトレットペーパー	5,400	39.9	215,460	京都市下京区烏丸通松原上る薬師前町700 (株)京都銀行	平成25年 10月31日	市内公立 小学校(13校) 中学校(6校)
小計			215,460			
外部電源盤	1	300,000	300,000	草津市野路九丁目7-42 玉川学区青少年育成区民会議	平成25年 10月31日	玉川小学校
小計			300,000			
合計			515,460			